

平成29年12月15日

保護者 様

川棚町立川棚小学校

校長 山口 厚

エアガン(空気銃)の所持および取扱について

師走の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、冬休みを前に、児童の安全安心な生活に関わることで、エアガン等の危険玩具について児童と共に保護者の皆様にも十分に理解し、協力していただかなければならないことがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 件 名 エアガン(空気銃)の所持および取扱について
- 2 指導内容 (1)エアガンは、長崎県少年保護育成条例で有害玩具の中の危険玩具類に指定されており、それを受けて、児童の安全安心を確保するために、本校では児童のエアガンの使用を禁止してゐる。

(2)エアガンは、失明などの大きなケガにつながる危険性がある。
※危険事例
①誤って相手の児童を失明させた。
②頭部に当たり、脳に重度の損傷を負い植物人間状態になった。 等

(3)休業中の生活のしおりに禁止事項として記載し休み前に指導する。
※<安全について>の④
「エアガン・ナイフ・ライター等を所持せず、危険な遊びや火遊びを絶対しない。」 (保護者配付「冬休みの生活」より)
- 3 お願い (1)保管・管理を徹底し、子どもが勝手に使えないようにする。
(2)たとえおもちゃの銃で遊ぶ際でも、大人が取扱説明書や注意書きの内容を十分に理解した上で安全に使わせる。

家庭数配布